

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきとちこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 遺言を作るに当たり、遺言執行者を指定した方がよいのでしょうか？

銀行からいろいろ言われていて、どうしたものかと思つてのご相談です。

私は85歳になりましたが、7歳下の妻ともども健康で、まだまだ死ぬことはないと思つています。しかし銀行の担当者は、この世の中何があるか分からない、自分たちが遺言執行者になり公証役場で遺言を作つておけば安心ですとのこと、いつでも作り直せるというので取りあえず作るのもよいかと思うようになりました。

私方の財産としては自宅約1億円(50坪)の他、預金約1億円と株式が約10社あり、これまた時価約1億円になります。

す。自宅は妻に遺せばよいのですが、預金は老後資金として妻に5000万円、残りは息子3人に平等に分ける。株は妻が動かすこともないので、息子3人にやはり平等にと思つています。銀行の担当者が言うには、預金と株式がこれだけあると遺言執行者が必要だし、遺言も作つておかないといけませんが、公証人との交渉も全て自分たちがやるし、何も面倒なことはないと、あまりに何度も言ってくるので、

まあ根負けをしたというのが本当のところでは。しかし今一つよく分からないのです。子供たちがけんかしなように遺言を作つておくのは分かるにしても、遺言執行者というのがなぜ必要なのか。銀行の担当者はもちろん弁護士ではないので、要領を得ないというか、今一つ信用できないというか、それで先生にお聞きしたいと思つた次第です。



A 相続人が楽になるメリットがありますが、必須ではありません。

普通の預金者には銀行は何も言つてきませんが、大口預金者にはあれこれ投資運用などを勧めてくるのですよね。利息は低いし、今や銀行はそうした各種手数料で食べているのが実態。関連の信託銀行では資産家対象に各種サービスを行つていて、遺言業務もその一環なわけです。さて遺言執行者はそもそも必要なものでしょうか。実は、民法上必要とされているのは、死後認知をする時と、相続人の廃除をする時だけなのです。もちろんどちらも関係ないですよ。

ただ遺言執行者は相続人の代理人的立場なので、預貯金や株式を解約する際、遺言執行者だけで手続きができるのがメリットです。そうでないと、相続人全員がそろつて、銀行なり証券会社なりを相手に手続きをしなければならぬので面倒です。もちろん相続人の誰か(例えば長男)がそうした手続きを代表してやってくれるのであれば、その人を遺言執行者に指定しておけばよいわけです。もちろん遺

言内容として、預金口座や株式銘柄を相続人を特定して相続させる形にするのであれば、各自で手続きができますよ。

あれこれ考えて、やはり第三者に遺言執行者になつてほしいということであれば、自宅の登記名義書き換えなど全般にわたつてやつてもらえるので、報酬は発生しますが、相続人たちはうんと楽だと思えます。もちろん相続税のことは別途税理士に頼んでやつてもらわなければなりません。

ところで、公証人は元検事か裁判官がほとんどなので法律家ではありますが、遺言の中身

にはタッチしません。ですから、相続人同士でもめないように作る必要があるのであれば、弁護士に相談をして草案を作つてもらい、公証人と詰めてもらつて、というのがよく行われているパターンです。その場合遺言執行者にも弁護士を指定するのが普通なので、そうなると銀行のもうけにはまったくなりません。お聞きする限りでは、この後奥さまが亡くなった時点で、奥さまの遺産についてどう分けるのか、ことに自宅を3人のご子息のうち誰に相続させるのか、それが一番大変になるのかなと感じます。